

# 法人春日部

1月号

2023年(令和5年)1月11日発行

No.193



蓮田支部 閩戸 式三番(翁)



公益社団法人 春日部法人会  
〒344-0062 春日部市粕壁東二丁目2番29号  
TEL.048(761)3551 FAX.048(752)8244

春日部法人会HPは毎週金曜日《更新》

[kasukabehojinkai.jp](http://kasukabehojinkai.jp)

春日部法人会

検索



# 新春のご挨拶

公益社団法人春日部法人会  
会長 田中 彦八



会員の皆様、あけましておめでとうございます。  
令和4年は皆様のご協力を頂きながら、何とか前に進むことができたと思っております。

改めて、皆様のご理解に深く感謝申し上げます。

公益社団法人 春日部法人会は6市2町にわたる広域の集合体であります。各支部は、その地域特性や伝統を生かし市民に直接触れ合い、日々進化する税に関する普及啓発活動や青少年の納税意識の向上に力を注いで頂いており、法人会運動の最前線で活動して頂いております。

令和4年度法人会は、組織改革、経理の明確化、無駄の洗い出し等にも力を注いでまいりました。その中で見つけた財源や人の力を新たな運動につなげてまいりました。

本年はもっと会員の皆様のお役に立てる法人会でありたいと思っております。

税に関する運動は当然ですが、「会員の皆様のお役にたてる法人会」とは何か？

企業連携のお手伝い、勉強会の開催、もっと何かあるのではないかと役員一同、心を砕いております。どうか会員の皆様におかれましてはご意見をお寄せ頂ければ幸いです。

また、春日部税務署と春日部法人会の相互信頼に基づ

く協力関係は着実に発展しております。昨年に続き、税金教室を兼ねたNHK交響楽団弦楽4重奏を12の小学校で開催することができ、そのすべてに春日部税務署の幹部が出席をして頂き、ご挨拶を頂きました。

その他、春日部税務署主催の「税を考える週間」においても宮代高校書道部の若い力と感性をお借りして、税を知り、考える書道パフォーマンスを初めて開催し、素晴らしい成果を見せて頂きました。

このような若者を巻き込む活動に、春日部税務署管内税務行政協力会(藤の和会)と共にお手伝いをさせて頂きましたことは、とてもありがたく思っております。

法人会の活動は、この他「花と緑いっぱい運動」、「税に関する絵はがきコンクール」、「インボイス制度の研修会」、「経理や労務などのセミナー」、「e-Taxによる申告、納付」等多岐にわたっております。

特に、明日の日本を担う青年部会には、税務署の若手職員の皆様との人的交流を深めて頂きたいと思っておりますし、笑顔と行動力に優れた女性部会には今まで以上の税の普及啓発活動を期待しております。

まだまだ、法人会が取り組むべきことは、沢山あると思いますがこれも会員の皆様のご協力とご理解を心からお願い申し上げます。

## CONTENTS

新年のごあいさつ	2~3
税を考える週間 納税表彰式／公開講座	4~5
女性部会 健康セミナー・視察研修を開催	6
青年部会 公開講演会を開催	6
税金教室とN響コンサート	7
中学生の「税についての作文」入賞者	8
春日部法人会長賞を表彰!	9
税についての作文受賞作品	9~13

令和5年度税制改正提言活動	14~15
税務署だより	16~19
想うがまま 幸手支部・菖蒲支部	20~21
第12回会員交流ゴルフ大会を開催	21
支部だより 岩槻支部／県税からのお知らせ	22
新入会員ご紹介／今後の事業のご案内	23
経営者のリスク管理～事業承継の心がまえ～	24

### < 蓮田支部 閨戸 式三番(翁) >

式三番は、能楽の「翁(おきな)」から起こったもので、白い面の翁と、千歳(せんざい)、黒い面をつけた三番叟(さんぼう)が次々に舞い、豊年や繁栄を祝い願う民俗芸能です。翁の謡(うたい)に始まり、千歳の舞、翁の謡と舞、三番叟の1つめ舞(揉みの段)、三番叟と千歳の問答、三番叟の2つめの舞(鈴の段)の順に演じられます。豊年や繁栄を願うものにふさわしく、種まきや鳥飛びなど、農耕に由来する動きが舞の中に含まれています。

式三番(翁芸)は能楽の中でも特に神聖視される舞で、種々な形で神事や芸能として伝承されていますが、「閨戸の式三番」は、今日まで民俗行事として伝承されている式三番では県内唯一のもので、

毎年10月第2土曜日、上閨戸の鎮守愛宕(あたご)神社の秋祭りの折に行われます。





# 新年のご挨拶

春日部税務署長

宇佐田 一雄

令和5年の年頭に当たり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

公益社団法人春日部法人会の皆様におかれましては、お健やかに新春をお迎えのことと、心からお慶び申し上げます。

旧年中は、田中会長をはじめ役員並びに会員の皆様には、税務行政全般にわたり、深いご理解と多大なるご支援、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

昨年を振り返りますと、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響がある一方、経済活動も活発化しつつありますが、今後どのように推移するかは予断を許さず、基本的な感染対策を引き続き行っていく必要があります。各々の納税者の置かれた状況や心情に十分配慮し、迅速かつ丁寧な対応に努めてまいりたいと考えております。

この間、皆様には、会員相互の連帯・協調を図りながら、公益社団法人として、長引く新型コロナウイルス感染症の影響に伴い各種行事が縮小・中止を余儀なくされる中、消費税のインボイス制度説明会や決算期別説明会など税に関する研修会の開催、次代を担う児童生徒を対象とした租税教室への講師派遣、税に関する絵はがきコンクールの実施など、税に関する周知・啓発活動について積極的に取り組まれ、地域社会及び会員企業の健全な発展に多大な貢献をされておられます。

また、NHK交響楽団と連携した租税教室「夢いっぱい☆コンサート」の開催は大きな反響があり、多くの感想が寄せられたと伺っております。私も11月に参加させていただきましたが、工夫を凝らした税金クイズやNHK交響楽団のトップメンバーによる弦楽四重奏はとても素晴らしく感動しました。そして、子供たちの元気で明るい笑顔がとても印象的でした。

このような充実した事業活動は、税務行政に携わる私どもといたしましても誠に心強い限りであり、田中会長はじめ役員の方々のご尽力並びに会員の皆様のご活動に、改めて深く敬意を表する次第であります。今後とも税務の良き理解者としてご協力を賜りますよう、よろしくご

申し上げます。

さて、国税庁では、経済社会の変化やデジタル技術の急速な発展を踏まえ、デジタル技術を活用して国税に関する手続や業務の抜本的な見直しに取り組み、申告・納税等の税務手続について、e-TaxなどICTを活用した利便性の高い納税環境の整備や各種サービスの充実に努めております。法人会の皆様におかれましては、これらの取組みにご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

年も改まり、令和4年分の所得税・消費税等の確定申告の時期を迎えます。春日部税務署では、マイナンバーカードを使用した自宅からのe-Tax・スマホ申告、簡単なキャッシュレス納付の推進に取り組んでおります。e-Taxによる申告は、混雑している確定申告会場に出向くことなく、ご自宅からスマホやパソコンで24時間ご利用できます。是非、ご自宅からのe-Tax・スマホ申告、キャッシュレス納付のご利用について、会員企業の役員の皆様、従業員やそのご家族へ周知していただきますよう、ご協力をお願い申し上げます。

なお、本年も確定申告会場では、基本的な感染防止策を徹底し、その対策の一環として、入場できる時間枠を指定した「入場整理券方式」により会場内の混雑緩和を図ることとしておりますが、申告期限間際は混雑が予想されますので、来署される場合はお早めにお越しください。

本年は癸卯年です。卯はその性質や姿から家内安全、飛躍、向上というような意味があり、草木が地面を覆うようになった状態を表していることから、新しいことに挑戦するのに最適な年とも言われているそうです。

これまで皆様と培ってまいりました協調関係をより発展させるべく、私どもも一層努力してまいりますので、本年もどうぞよろしくご

結びに、公益社団法人春日部法人会の益々のご発展と会員企業のご繁栄、本年が皆様にとりまして幸多き年となりますことを心から祈念申し上げまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

## 「税を考える週間」書道パフォーマンス

令和4年11月11日(金)～17日(木)は、税を考える週間です。昨年、一昨年とコロナ禍により、公開講座や関連事業のうちイオンモール春日部への作品展示と啓発のぼりの掲出を行ってきました。

今年は納税表彰式、公開税務講演会も再開されることとなり、春日部税務署管内税務行政協力会(藤の和会)では新機軸として、「税を考える週間」のオープニングセレモニーにイオンモール春日部で、埼玉県立宮代高等学校書道部による書道パフォーマンスを披露していただきました。

女子高校生5名の書道部員の皆さんにより「税が私たちを支えている 私たちが繋げる未来のため 灯そう光を 届けよう想いを 新時代に向かって」と書道パフォーマンスにより見事に書き上げてくれました。ご覧いただいた皆様から盛大な拍手が送られました。



## 児童・生徒の作品を掲示



※「啓発のぼり」は、春日部法人会の独自活動として、国税当局の許可をいただいて作成したものです。税を考える週間の前後に開催される事業の会場に掲げるほか、期間中は法人会事務局などに掲出しました。

税を考える期間中、イオンモール春日部とイトーヨーカドー春日部店に、中学生・小学生の「税の作文」「税に関する絵はがき」「税の標語」入選作品や税の啓発資料などを春日部税務署の皆さんと一緒に掲示しました。多くの方々に足を止めていただき、作品をご覧いただきました。税を考える週間の啓発のぼりも併せて掲出しました。



## 令和4年度納税表彰式が挙行されました

「税を考える週間」に3年前まで実施されていた春日部税務署の税務署長納税表彰式が11月16日(水)に、春日部市民文化会館において、3年ぶりに挙行されました。管内の関係機関・協力団体・市町税務行政関係者などが出席し、厳粛なうちに春日部税務署長表彰、租税教育推進校署長感謝状の贈呈が執り行われました。今年度の署長表彰の受賞者は3名で、当法人会関係は、田中雪心副会長(蓮田支部)が受彰され、謝辞を述べられました。



## 「税を考える週間公開講座」を3年ぶりに再開

春日部税務署による納税表彰式に続いて、春日部法人会が主催し、春日部税務署管内税務行政協力会が共催となる公開講座が開催されました。

宇佐田一雄春日部税務署長を講師にお招きし、「税務行政の現状と課題」～税務行政の将来像2.0&電子帳簿保存法&インボイス制度～と題した記念講演をいただきました。

宇佐田署長は最初の赴任地が春日部税務署ということで春日部に対する思い入

れも深く、税の役割、税収の推移、税務行政のデジタル・トランスフォーメーションによる将来像が新たに掲げられ、税務署に行かずにできる各手続のほか、電子帳簿保存法、インボイス制度導入に伴う留意点など、大変有意義な公演をいただきました。



## 女性部会公開事業：健康セミナー「歩くことで豊かな社会実現を」 ～ヒューマンパフォーマンスの発揮できる人創り～

女性部会の公開セミナーは、誰もが関心のある「健康」をテーマにしています。今回は、3年ぶりに健康セミナーを開催することになり、「歩くことで豊かな社会実現を」と題し、株式会社Fashionistaのウォーキングディレクター、高木真理子氏を講師にお招きしました。

高木氏は、ファッションモデルとして世界的有名デザイナーの三宅一生氏に招聘され、パリコレに参加。海外を巡る中で、日本人と諸外国の人々のアピールの仕方の違いなど、ウォーキングにとどまらない自己表現の違いに気づき、「Fashionista Walking®」を幅広い年齢層の方々に展開し、歩く知識と技術の両面からアプローチし、日常生活の中で健康に導くウォーキングを提唱しています。

老化は足から始まるとして、靴下を片足で履けない、つまずきが増えた、歩幅が狭くなったなどの症状を説明し、

歩幅を大きくすることで得られる効果として、血液循環が良くなる、記憶力が良くなる、肩こりや腰痛が良くなる、胃腸が活発になる、気持ちが前向きになる、明るくなる、笑顔になる、疲れにくくなるなどの循環効果を講義いただきました。

受講者の皆さんも実技指導の際に、最初は戸惑っていましたが、次第に歩き方に変化が生じ、最後は姿勢も良くなって1回の講義でも効果テキメンのように見受けられました。

来賓としてお招きした宇佐田一雄春日部税務署長は、税を考える週間の意義とともに、インボイス制度を始めとする国税の最新情報をご提供くださいました。

### 視察研修も再開

健康セミナーに先立ち、11月15日(火)には女性部会の3年ぶりの視察研修も開催されました。群馬県桐生市の宝徳寺の床紅葉などを見学し、関東菊花大会にも足を運びました。



### 青年部会事業報告

## 伊藤聡子氏 公開講演会 「アフターコロナをビジネスチャンスに! ～これから始める企業戦略～」

令和4年11月26日(土) 春日部市民文化会館

春日部法人会青年部会の公開講演会は、6月11日に予定していましたが、コロナ禍により延期を余儀なくされました。コロナの収束はまだ見られないものの観客数を絞って感染予防を行いながら、事業創造大学院大学客員教授でフリーキャスターの伊藤聡子氏を講師にお招きし、開催しました。

コロナ禍をきっかけにテレワークなどが進み、東京一極集中から地方への事業所移転等の分散も盛んに行われるようになり、新事業の展開、雇用の増加、住みやすく魅力のあるまちづくりが進んできた。地方における労働力不足も在宅ワーク、副業、DX等により、その受け皿づくりが進んできた。人口減少に対しても、ゆとりある生活の中で、仕事も家庭もハッピーになろうという傾向が見られるようになってきたことなどが挙げられる。

アフターコロナの潮流としては、SDGsにマッチする動きが盛んになってきていることなどを、全国各地での取材リポートを題材にお話いただきました。

そして、現在のような不安定、不確実、複雑、曖昧な将



来予測の難しいVUCA社会においては、人こそが財産であり、仕事・趣味・社会活動など様々な経験を重ねている人間、社会の変化・興味に応じて学び続けられる人間が求められていること、従来のPDCAサイクルからOODAループへと企業戦略も変化してきていることに留意すべきと話されました。

企業のあり方としては、これまでの他社との競合から取引先や、他社との協調が重要であり、ビジネスでの社会課題の解決や、市場の創造、拡大が重要となってくること、政府・自治体や市民に加え、金融機関・投資家との協調が市場形成を加速させることとなるのでさまざまな取り組みや意識改革が必要だということを述べられました。

公演終了後には、花束とともに春日部の大凧に因んだ名入りの小凧をプレゼントして、さわやかな笑顔を残して会場を後にされました。

## 税金教室とN響トップメンバーによる 「夢いっぱい★コンサート」

春日部法人会は、春日部税務署と協力しながら、税に関する普及啓発・研修事業を実施するほか、地域においても様々な社会貢献活動を実施しています。

一昨年からの新型コロナウイルス感染拡大により、法人会でもさまざまな事業の中止を余儀なくされています。

小学生向けの事業では、租税教室への講師派遣や、税に関する絵はがきコンクールなどを実施していますが、小学校を訪問した際に、「行事の中止・延期により、思い出づくりがしにくい状況」という声を伺いました。

そこで、春日部法人会では、昨年度「租税教育と芸術文化鑑賞」と銘打ち、税金教室とN響トップメンバーによる音楽コンサートを小学校にプレゼントする企画を立て、春日部税務署管内の小学校に募集案内しました。36校から応募があり、合計で13校に11月から2月にかけて派遣しました。

今年も新型コロナウイルスはオミクロン株が猛威を奮い、なかなかコロナ禍以前の状況に戻ることができないため、6月に管内91校に募集案内を行いました。応募校は34校にのぼり、このうち12校に税金教室と大河ドラマのテーマ音楽の演奏でもおなじみのNHK交響楽団の永峰高志さんが率いるトップメンバーによる弦楽四重奏をプレゼントすることになりました。

9月6日のさいたま市立和土小学校、久喜市立久喜東小学校を皮切りに、9月21日の蓮田市立平野小学校、さいたま市立城北小学校の4校で開催しました。

10月には、10月17日に久喜市立菖蒲東小学校、春日部市立川辺小学校、18日は、杉戸町立杉戸第三小学校、幸

### ○概要

管内の小学校12校にN響トップメンバー4名を派遣し、無償で演奏会を実施

演奏前に、税の役割や仕組みを学ぶ税金教室をクイズ形式で実施

### ○経費

事業に要する経費は公益社団法人春日部法人会が支出

手市立幸手小学校、19日に白岡市立西小学校、20日の久喜市立東鷺宮小学校と6校で開催しました。

11月の「税を考える週間」には、11月17日に白岡市立菁莪小学校で楽しい税金ショーと超一流の演奏者による音楽イベントをプレゼントしました。

11月18日には、春日部市民文化会館大ホールで春日部市立幸松小学校の校内音楽会とタイアップする形式でN響の弦楽四重奏、税金教室の順に公演を行いました。税金教室の前に、幸松小学校の卒業生でもある田中彦八春日部法人会長と宇佐田一雄春日部税務署長による舞台挨拶があり、児童の皆さんも真剣なまなざしで聴き入っていました。

税金教室も驚きあり、笑いあいの楽しさで学べ、N響トップメンバー（バイオリン2、ヴィオラ、チェロ）による演奏曲は、モーツァルトのアイネクライネナハトムジーク、モンティのチャルダッシュ、クライスラーの愛の哀しみ、愛の喜び、ドボルザークのアメリカなどのほか、小学校の校歌やジブリやディズニーの映画主題歌、葉加瀬太郎の情熱大陸など代表的なクラシックやポピュラー音楽まで、バラエティーに富んだものになりました。

校歌の演奏では児童や先生方も起立してみんなで合唱しました。

公演を終えた小学校からは、数多くの子どもたちの感想が法人会に寄せられています。



さいたま市立和土小学校



久喜市立久喜東小学校



蓮田市立平野小学校



さいたま市立城北小学校



久喜市立菖蒲東小学校



春日部市立川辺小学校



杉戸町立杉戸第三小学校



幸手市立幸手小学校



白岡市立西小学校



久喜市立東鷺宮小学校



白岡市立菁莪小学校



春日部市立幸松小学校

# 令和4年度 中学生の「税についての作文」入賞者

春日部法人会では、中学生の時期に税について考えることは大変意義のあるものと捉え、「税についての作文」事業（主催：国税庁・納税貯蓄組合連合会、後援：全国法人会総連合）の実施に積極的に協力してきました。

本年度は、春日部税務署管内の51校から、36校、3,698編の作品の応募があり、先ごろ審査が完了しました。春日

部税務署管内の主な入賞者は下記の通りです。

優秀作品は、順次広報誌に掲載を予定しています。中学生の税についての考えや思いをご一読ください。

春日部法人会では、春日部法人会会長賞と募集にあたりご協力いただいた中学校に対して、法人会支部長賞を贈っています。（11月発行 法人春日部第192号既報）

## 令和4年度 中学生の「税についての作文」入賞者一覧

（敬称略）

賞	題名	学校名	学年	氏名
全国納税貯蓄組合連合会長賞	いつか真心納税を	蓮田市立黒浜中学校	3年	植木 涼太
日本税理士会連合会長賞	星になった祖母	白岡市立南中学校	3年	藤野 花凜
関東信越国税局長賞	税金で広がる学び	久喜市立久喜東中学校	3年	石田 心結
埼玉県納税貯蓄組合総連合会長賞	未来を担う私達と税金のつながり	春日部共栄中学校	3年	扇谷 明子
埼玉県納税貯蓄組合総連合会優秀賞	税のゆりかごに守られて	さいたま市立西原中学校	1年	大野 正敬
	日本を守る関税	久喜市立鷺宮東中学校	3年	関場あゆな
	世界に役立つ税金	久喜市立鷺宮東中学校	3年	高山 琴羽
	つなげよう、未来のために	蓮田市立黒浜西中学校	1年	藤田 匠
春日部税務署長賞	命の寄付	幸手市立西中学校	3年	須釜 悠喜
	税金で安心な町づくり	春日部市立春日部中学校	3年	篠原 朱璃
埼玉県春日部県税事務所長賞	未来を担う子供達の為に	春日部市立飯沼中学校	3年	鈴木こころ
	誇りに思う祖父のひと言	久喜市立栗橋東中学校	3年	坂東 正悟
関東信越税理士会春日部支部長賞	税が持つ力	春日部市立江戸川小中学校	9年	宮田京詩郎
公益社団法人春日部法人会長賞	ふるさとへの恩返し	久喜市立栗橋東中学校	3年	渡辺 紗衣
春日部間税会長賞	税と日本の運命は？	蓮田市立黒浜西中学校	3年	鶴見 純眞
春日部税務署管内租税教育推進協議会長賞	税について	蓮田市立黒浜西中学校	3年	高橋 心咲
春日部市長賞	日本の大黒柱「税金」の大切さ	春日部市立武里中学校	3年	古賀 凜
さいたま市長賞	私にできること	さいたま市立西原中学校	1年	平山 乃彩
久喜市長賞	私たちの学びと税金	久喜市立栗橋東中学校	3年	藤波 悠衣
蓮田市長賞	税金と私たちの暮らし	蓮田市立黒浜西中学校	1年	金澤 美緩
幸手市長賞	支えあう税	幸手市立西中学校	3年	高澤 結衣
白岡市長賞	税金と少子高齢化	白岡市立菁莪中学校	2年	中嶋 咲桜
宮代町長賞	日本をつくる元宝	宮代町立百間中学校	3年	鈴木 里菜
杉戸町長賞	棚の整理で見つけたもの	杉戸町立広島中学校	3年	関 美友
さいたま市教育委員長賞	税金はなぜあるのか	さいたま市立慈恩寺中学校	3年	加戸 二葉
春日部税務署管内納税貯蓄組合連合会長賞	納税による未来	春日部市立武里中学校	3年	荒井 慎也
	私たちへの期待	春日部市立春日部南中学校	3年	狐塚 紳悟
	「平等」であるための税	春日部市立飯沼中学校	3年	櫻井 柚葉
	税を納める大切さ	久喜市立栗橋西中学校	3年	植村 苺香
	税は生活を支えてる	久喜市立栗橋西中学校	3年	横山 遥音
	日本だけじゃない！～世界の税金～	久喜市立鷺宮中学校	2年	石平波凧花
	私達の身近な税金	久喜市立鷺宮西中学校	3年	籠宮 花奈
	税金で支えられ、税金で恩返し	幸手市立幸手中学校	3年	河村 真実
	幸せのサイクルを次の世代へ	白岡市立南中学校	3年	録澤 奏楽
税のすごさ	宮代町立前原中学校	2年	細谷 未莉	

## 春日部法人会長賞を表彰！

地区審査会の結果、令和4年度の春日部法人会長賞に決定した久喜市立栗橋東中学校 3年 渡辺紗衣さんに対し、栗橋東中学校を田中会長が訪問し、「ふるさとへの恩返し」の作品に対し、法人会長賞と副賞を贈りました。



なお、渡辺紗衣さんの作品は、法人春日部192号(11月発行)に掲載しました。

## 全国納税貯蓄組合連合会長賞

### いつか真心納税を

蓮田市立黒浜中学校 3年  
植木 涼太さん

青空に日差しがまぶしい8月。薄緑や黄褐色の丸々した梨が市内のあちこちで目に留まる。ぼくの住む町は埼玉県でも有数の梨の産地で、その瑞々しさをたくさんの農家が披露してくれる果樹あふれる緑豊かな町だ。

そんなある日の事、家の食卓に傷だらけの梨が数個置いてあった。母に入手方法を聞くと馴染みの梨農家から頂いたとの事であった。話によると、6月初めに降電と強い風による大きな被害があり、今年は収穫量が見込めないとの事で目の前の梨は選果から外れたかわいそうな梨なのだそうだ。

ぼくは農家の方が心配でこの降電について調べてみた。この降電等による埼玉県の農作物被害総額は38億円あまり。特別災害に指定され、県と対象の市や町(18の市と町)にて支援を分担する事が決まった。被害(30%以上)のあった特定農作物については農薬、肥料、代替作等の購入費用等が補助対象になる。ただ、被害状況がかなり大きかったようですべての被害を把握するには時間を要するとのことであった。

支援金はすぐに農家の方へ届くのだろうか。もしかしたら待っている間に被害にあった木々や農作物が病気になるのではないかな。もう少し早く別の方法で助けてあげられないのだろうか。その時、ふるさと納税でクラウドファンディングするのは…と、思いついた。ふるさと納税とは、生まれた故郷や応援したい自治体に寄付ができる制度だ。寄付金のうち2,000円を超える部分については所得税の還付、住民税の控

除が受けられる。自分自身が寄付金の使い道を決める事ができ、その地域のお礼の品や名産品を返礼品としてもらえたり、もしくは返礼品無しを選ぶことのできる仕組みになっている。

ぼくは早速、インターネットで埼玉県のふるさと納税サイトを調べてみた。

「あった!」

たくさんの農家がふるさと納税経由で寄付金を募集している。梨やぶどう、キウイフルーツ、野菜や建物そのものにも被害が出ている事がその画面から直に伝わってきた。そして、多くの農家は残念ながらこのような状況の為返礼品はありませんとサイトに書いてあった。返礼品を楽しみにしているふるさと納税者はたくさんいるはず。返礼品無しの寄付者は現れるのだろうかとぼくは心配した。そして被害にあわれた各クラウドファンディングに寄せられた寄付額を見て、ぼくは驚く事になる。

たくさんの真心がそこに表れていた。自分の故郷、応援したい土地を思い真心を届けられた方の人数が多くその気持ちが温かかった。ふるさと納税とは、ただ地域の返礼品を選び楽しむだけではない。例えば自分に縁もゆかりもなくとも、誰かを思って思いを届ける事のできる「真心納税」と呼べるだろう。

この温かい真心は必ず誰かを笑顔にする。近い将来、この真心をぼくも必ず届けよう。

## 星になった祖母

白岡市立南中学校 3年  
藤野 花凜さん

昨年、病気のため人工透析を30年近くしていた私の大好きだった祖母が亡くなりました。祖母は77歳でしたが、人生の後半の大部分を透析をしながら生活するという大変過酷な生涯でした。一週間に3回ほど病院に行き、半日かけて血液をきれいにしていました。この祖母の命を繋いでいた「人工透析」とは、どのような仕組みで行われているのでしょうか。

人工透析を行う人の大部分は主に腎臓を悪くした人たちで、放っておくと体に老廃物が溜まり、死にかかわる危険な状態に陥るそうです。そこで機械を使って人工的に血液から老廃物を除去し、きれいになった血液を再び体内に戻していきます。これらの医療行為の費用は通常の場合、ほとんど自己負担がない形でできるそうです。祖母も身体障害者一級の手帳を持っており、薬代なども安く済んでいました。これらすべてにかかる医療費の多くが「税金」で賄われています。この税金のおかげで祖母は生き延びることができました。そして中学生の私も、祖母の最後の14年間を共に過ごすことができました。

もしも人工透析の費用を支払わなくてはいけない場合、月にすると約40万円ほどかかるそうです。年間になると500万円です。そのような大金はきっと支払うことができず、祖母の命をつなぐことはできなかつたでしょう。このようなことを知るまでは、私は税金はできれば払いたくないと思っていました。まさか大切な祖母の命が、私たち国民みんなが払っている税金

で支えられていたとは夢にも思わなかったからです。身体障害者一級の人への医療費の助成は人工透析や薬代だけではなく、交通機関やタクシー料金の割引、車椅子などの福祉機器の無料交付といった幅広い範囲で行われています。本当に手厚い福祉サービスに感謝すると共に、改めて税の大切さを実感することができました。

世の中には税金など払いたくないと思っている人がいるかもしれません。そのような考えが浮かんでしまうのはなぜでしょう。それは、税金の本来の使い道への認識が甘いのかもかもしれません。人が生きていく上で欠かせない福祉や教育、公共事業などあらゆる場面で税金が使われています。ところがそれらのサービスは当たり前のことだと思ってしまう、税金で賄われていることを忘れてしまっているのではないのでしょうか。救急車や警察官が来てくれること、教科書が無料なこと、道路を整備してくれることなど全て、税金を用いているのです。それらをきちんと認識していれば、払いたくないと思うことはないはずです。

祖母が亡くなってから、まもなく一周忌を迎えます。私は墓前で皆様に支えてもらった祖母のことを思い出し、元気な姿を見せてあげることが一番の供養だと思っています。いつか私も納税するようになって、誰かの役に立つことができたら嬉しいです。

## 関東信越国税局長賞

## 税金で広がる学び

久喜市立久喜東中学校 3年  
石田 心結さん

「提出期限ギリギリになってしまいごめんなさい!緑の募金のポスターと放送原稿完成しました。チェックよろしくお願います。あと、今週の委員会のレジュメも手直ししました。」  
「石田さんありがとう!すぐ目を通すね。ポスターは来週の月曜日には出そうと思っています。忙しい中だけど気合入れていこう。」

時刻は午後7時40分、私は先生からの返事を確認し、一息ついてから生徒会本部役員のクラスルームを抜けた。

この会話は、私が夜遅くまで学校に居残って作業していたわけではなく、生徒一人一人に配布された学習者用端末であるクロームブック上で交わされたものだ。生徒会でクロームブックを使うようになってから、仕事の効率化はもちろん、メンバーで分担してデジタルで作成している資料の進行状況が分かるため、メンバーとの繋がりをより感じられるようになった。また、新型コロナウイルスの影響で実施が危ぶまれていた久喜市中学生サミットも、クロームブックを用いて無事オンライン上で開催することができた。久喜市中学生サミットとは、2年に一度開かれる、市内11校の生徒会代表が集まり話し合う場だ。私が出席した回では、インターネットトラブルの予防と、各学校のクロームブックの使用状況について意見を交わし合った。

なぜ私たち中学生にクロームブックが配布されたかという

と、文部科学省が掲げる「GIGAスクール構想」のもと、久喜市がICTを活用した新しい教育を推進しているからだ。具体的には、Wi-Fi環境の整備、全教室に電子黒板の設置、そしてクロームブックを市内の全小中学生に一台ずつ配布するといった取り組みが行われた。端末を家に持ち帰りGoogle Meetを開けば、オンラインでいつでも教室と繋がれる。オンライン授業のおかげで、コロナ禍で登校できなかった期間も、私たちは学びを止めずに済んだのだ。

このような取り組みにより、私たちの学校生活は劇的に変化した。これまでは学校内でしかできなかった授業、生徒会活動、委員会活動が家でもできるようになり、他校との合同行事なども参加者が自分の学校に居ながら開催できるようになった。しかし、これらは多額の税金が投じられなければ不可能だ。私たちの先輩方が納めてくれた税金が、クロームブックという形で生徒一人一人の手に渡っていると思うと、税がぐっと身近に感じられ、感謝の気持ちでいっぱいになった。

憲法で定められている「納税の義務」を国民がはたしてくれていることによって、私たちの学習環境が発展し、学習する権利が守られていることを、私は人生で初めて実感した。私も将来納税する立場になったら、自分の納めた税金を、後輩たちのより良い学びに役立ててほしいと思う。

## 未来を担う私達と税金のつながり

春日部共栄中学校 3年  
扇谷 明子さん

先月10日に参議院議員選挙が行われた。今年18歳になる姉が選挙演説を聞いていたので、私も耳を傾けた。「憲法改正」など多くの議論が交わされる中、「税の使いみち(どのような政策を行うか)」と「税の集め方(その財源をどのように確保するか)」についての議論のところでは、内容を理解するための知識が自分達に不足していると痛感したため、姉と一緒に国税庁のホームページを見て税金の知識を深めることにした。

私達の暮らしに身近な消費税は、老後も安心して暮らせるよう、主に年金や医療のために使われるものだと知った。年金の現状として、20歳からの若者が納める年金保険料収入だけでは足りず、不足分を消費税などの税金で賄っていることもわかった。自分が払った年金保険料が本人の老後に使われないということに驚きを感じた姉は、「私達が老後を迎える頃までに保険料収入がさらに減ってしまったら今の税金制度だけで賄えるのかな。」と不安な顔をした。私も同感だった。

だが、不安要素は年金だけではない。子育て支援や雇用創出、災害時の住宅確保など、必要な公共サービスは他にもあり、全て実現するには多くの財源、つまり税金が必要となる。毎日当たり前で過ごすことができるのは税金のおかげだという認識が薄れ、税金を払うことに抵抗がある人が多い中で財源確保は容易ではない。ましてや、公共サービスは皆が互いに支え合い、よりよい社会を作っていくためのものだから費用

は公平に負担するのが原則だ。となると更に難しくなり、選挙の大きな争点になることもうなずける。私達も、どのような税金であれば納得することができるか姉と意見を出し合った。

熊谷に通う姉は、連日の猛暑に疲れを感じ、まずは地球温暖化がもたらす災害に対処するための税金なら納得できると言った。リサイクルや自動車の排気など、既に対策が進むものも多いが、気温上昇に伴う農業への影響、豪雨被害の深刻化は近年特に進んでおり、待ったなしの問題だと主張した。

私は、今ある「ふるさと納税」のように自ら選んで支払える仕組みを増やしたらどうかと言った。財源確保には、世代や経済力による考え方の違いを超えて、皆が継続して払う仕組みが不可欠と考えたからである。

姉と私は互いに相手の意見に傾き、これからも引き続き考えていこうと約束した。

「働く」=「お金を稼ぐ」という、当たり前と言える式が今、変わりつつある。経済成長が必須であった時代から働き方改革やコロナ禍を経て、お金だけに頼らない心の豊かな生活を求める若者が増えているからだ。経済の成長が前提であった時代の税金制度だけではもはや限界がきているといえるのかもしれない。選挙をきっかけとして改めて税金のことを考える貴重な機会となった。

## 税のゆりかごに守られて

さいたま市立西原中学校 1年  
大野 正敬さん

新学期。真新しい教科書に、名前を書くとき、必ず目にする文章がある。

「この教科書は、これからの日本を担う皆さんへの期待をこめ、税金によって無償で支給されています。大切に使いましょう。」

小学1年生のときから、教科書に名前を書くたびに、母は、「皆が汗水たらして働いて納めた税金でいただいた教科書だから、大切にするんだよ。」

と言っていた。

けれど、正直に言って、税金の仕組みもよく分からず、そのありがたみを感じることはほとんどなかった。

今回、この作文を書くにあたって、税金のことについて色々調べてみた。まず、日本には、消費税や所得税など、生活に身近な税金のほかに、不動産取引税や登録免許税など、約50種類の税金があることが分かった。これは、経済活動のさまざまな局面に着目することによって、広く公平な税負担を求めていることの現れだと思う。

税金には、「公平・中立・簡素」の三原則がある。「公平」というのは税額について同額という意味ではなく、多く負担できる人は多く、少ししか負担できない人は少なく、その能力に比例した税金を納めるという意味だ。

「中立」は、税の徴収は国などが好き勝手に行なってはならないという原則だ。現代の日本では、国民の代表である国会議員によってまず税に関する法律が定められて国民に交付さ

れ、やがて実施されるという経緯を経る。しかし、かつては、支配者の都合で勝手に決められた税が、急に課されることもあった。

このように税について調べていくうちに、税は三原則を守りながら、その時々社会に応じて、理想を実現するために、その姿を変えていくのだということに気がついた。

評判の悪い消費税も、年金、医療、福祉の財源確保のため導入されたものだ。現役世代の給与所得等に頼った税制では、今後、働き手の税負担も限界に達するほか、納税者の不公平感が高まり、勤労意欲もなくなしかねない。

今の日本は、少子高齢化社会で、お年寄りの安定した生活を保障する一方で、新しい時代を担う次世代を育成しなければならぬ課題を抱えている。

教育には莫大な費用がかかる。国税庁のホームページによると、令和元年度の公立中学校生徒一人あたりの年間教育費は約209万円で、その前年と比べると、4万円も高くなっている。教科書だけでなく、老朽化する校舎の改修費用の負担も増えている。

僕たちは、これからの日本を担う存在として、社会の期待を受け、税のゆりかごに守られて生きている。そんな僕たちに今、できることはなにか。それは、今しかできないことに精いっぱい取り組み、しっかり学ぶことだと思う。そして、いつか自分も、ゆりかごをつくることのできる大人になりたい。

## 日本を守る関税

久喜市立鷲宮東中学校 3年  
関場 あゆなさん

私は、税についてあまりよく知りませんでした。ですが、今回の作文を書くにあたって関税について調べてみました。

関税とは、「輸入品に対して国家が課する税」として定義されています。例として、外国で100万円で売られている車ががあったとします。その車を日本が輸入するときの関税率が20パーセントだった場合、日本では20万円高く売られることとなります。これが関税です。関税を何パーセントにするか決めたものを関税率といいます。関税率は輸入する商品により異なり、その国にとって守りたいものの税率は高くされていることが多いです。では、なぜ高く売らなければならないのか。関税の目的は主に二つあります。一つは、国の収入の確保、もう一つは自国の産業の保護です。

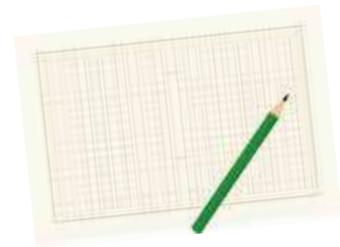
まず、国の収入の確保についてです。関税は税金であり、国の収入となります。税金は例えば、小学校や交番などの私達が暮らしていく上で必要となる公共サービスで使われます。

次に、自国の産業の保護についてです。例として、国産和牛と外国産牛肉があったとします。国産和牛は2,000円、外国産牛肉の本来の金額が1,000円、関税を上乗せした金額が1,400円です。差は600円で美味しさは和牛、金額は外国産牛肉なので少し悩むと思います。ただ、関税がなかった場合外国産牛肉は1,000円です。2倍も違うのです。すると、和牛が売れ

にくくなってしまい、和牛農家の営業が苦しくなってしまいます。その後、外国の商品を売っていると、貿易が出来なくなった時に、売るものがなくなってしまいます。これらのことを無くし、日本の産業を守っていかなければならないのです。

私は、日本が輸出側になったときに関税率が高くなれば外国では高い金額で売れるのでいいことだと思っていました。しかし、関税率が高すぎると外国が日本から輸入しなくなってしまうことを知りました。税にはたくさん難しいことがあって、外国との関わりも慎重にしていかなければならないのだと分かりました。また、なぜ関税率が変化するのか疑問に思いましたが、年によって生産される量が変わってくる為、商品の金額も変わってきますし関税率も変わってくるのだと考えました。

今回、関税についてよく知ることができました。税は大人になったら知っていたほうがいいことなので、消費税や住民税、所得税なども知っていききたいなと思いました。



## 富の再分配とSDGs

久喜市立鷲宮東中学校 3年  
高山 琴羽さん

私はこの作文を書くまで、税金がどのように使われているのかわらなかつた。しかし、これをきっかけに税金について調べていく中で私は、税金の大切さややすばらしさを知った。その中でも、私たちが納めている税金が世界の国々のために使われていることについて興味をもった。

「政府開発援助・ODA」。これは、開発途上国の経済や社会の発展、国民の福祉向上や民生の安定に協力するために行われる政府または政府の実施機関が提供する資金や技術協力のこと。貧困や飢餓に苦しみ、国際社会が見過すことのできない深刻な状態になっている国々がある。こうした国々のために経済協力をを行い、自立を支援している。では、実際にODAはどのような活動を行っているのだろう。

例えばカンボジア。学校に教室がない、文房具も机もない。途上国にはそんな場所がたくさんある。内戦状態が長く続いていたカンボジアもそのひとつ。戦争が終わったのに近くに学校がなくて通えなかったり、教室が足りなくて午前と午後で交替して授業を受けなければならなかったりしている。そのため、日本の政府やNGO(非政府団体)はユニセフなどの国際機関と力を合わせ、学校の改修・建設や運動場づくりなどの支援に努めている。その結果、日本の援助でカンボジアにできた小学校の数は、10年間で160校、803教室という数にのぼった。

他にも、バングラデシュのジユムナ川に架かる橋の建設に関わった。全長5キロメートルの大きな橋で、日本や国際機関が協力して、建設に必要なお金を貸し付けることで完成した。この川はバングラデシュのちょうど中央を北から南に流れている。そのため、国土が東西に分けられてしまい、フェリーに乗るのに2~3日待って切符を買い、約3時間かけて川を渡っていたので、人々の交通や農産物の流通に大きな妨げとなっていた。しかし、橋の完成により、例えば西の農産部で収穫されたマンゴーを腐らせることなく東側の都市部に運べるようになった。約750億円の工事費のうち、日本の三分之一を負担した。

このように、税金は世界の人々の支援にも使われている。しかし、私たち国民の中には「なぜ、税金を日本だけでなく世界の国々の人に使わなければいけないのか」と、不満に思う人もいだろう。確かに税金を、私たちの生活が豊かになるようなことに使ってほしいとも思う。特に、日本の財政が危機的状況にあることも忘れてはいけない。でも今回、税金で学校を作ったり、橋を架けたりして日本が世界の人々に貢献していることを知った。この事実をたくさんの人に知ってもらいたい。まずは、私が世界の人々が笑顔でいられることを願って生活していこう。

## つなげよう、未来のために

蓮田市立黒浜西中学校 1年  
藤田 匠さん

「小さい頃は体が弱くて、毎月病院に行っていたんだよ。今は丈夫になって本当に良かった。」僕の赤ちゃんの頃の写真を見て、母が言った。僕は小さい頃、小児ぜん息という病気だった。1才と2才の頃は入院もしたらしい。風邪もよくひいたし、食物アレルギーもあったし、よく病院に通った、と母は言った。

「そんなに病院ばかり行っていたら、お金が大変だったね。」と聞くと、驚きの言葉が返ってきた。

「こども医療費助成制度というのがあって、税金が子供の医療費を払ってくれるの。おかげでお金の心配せずに病院にかかれたよ。」

びっくりした。僕は生活の中で税金を意識した場面は「消費税」のみだったから。僕は今まで、消費税は何で払わなければならないのだろう、とすら思っていた。僕のおこづかいがどんどん減るし、税なんてなくなればいいのに…と思っていた。税の分がなくなればその分、好きな物をもっと買えるのに、と。

しかし、それは大きな間違いだった。税金に僕も助けられていた。病院の治療費だけでなく、赤ちゃんの頃から接種している予防接種も税金で支払われていると、母は教えてくれた。母子手帳を見せてもらおうと、確かにたくさんの予防接種を受けていた。病気にかかった時だけでなく、病気を予防する為にも、税金は使われていた。今、世の中を不安にさせている新型コロナウイルスのワクチン接種も、税金のおかげで無料で受けられ

る。有料接種だと受けられない人もいるかもしれない。税金は国民の命を守っていた。

ほくが無料で当たり前、と思っていた事が実は税金によって支えられていたと知り、税金に対する見方が変わった。税金は僕達の生活に欠かせない事も分かった。

税金について調べていた僕の横で、祖母が話してくれた。

「私達の子育て時代は、子供の医療費は無料ではなかったよ。子供は急に体調を崩すから、常に現金を用意していたものだよ。」と。

「70才を越えた今、病院に行った時の自己負担額が今までの3割から2割の支払いに変わった。1割減っただけでも、こんなに負担額が変わったのかと驚いたよ。」とも言っていた。なる程、と僕は思った。税金は子供だけではなく、お年寄りの生活もサポートしていた。

僕が今まで意識していなかっただけで、税金は僕たちの生活に欠かせない事がわかった。病気がちだった僕を助けてくれた事を忘れずに、今度は自分が誰かを助ける側になれると思う。そのために今できる事を考えてみた。まずは、毎日規則正しい生活をして、健康に気を付けたい。そして、たくさん勉強しよう。勉強した事を生かして、大人になったらしっかり働こう。仕事を頑張り、少しでも多く税金を支払い、社会に還元できる人になりたいと思う。社会を支える一員として。

## 命の寄付

幸手市立西中学校 3年  
須釜 悠喜さん

母がアナフィラキシーで倒れた。体は震えていて、息をするのも辛そうだった。母の初めて見る姿に僕は何もできず、時間だけが過ぎていった。「救急車、救急車」と弟が大声で叫び、それに応える形で父が119番通報。すぐに救急車が来て母は病院に運ばれた。日本は数少ない救急車を無料で呼べる国。母が倒れた日、僕は初めて無料で救急車を呼ぶことができることに心から感謝した。

僕は、学校での授業で「救急車の有料化は賛成か反対か」をテーマに討論をしたことがある。このときはまだ、救急車で運ばれたこともなかったし、救急車を呼んだこともなかったので「税金が少なくなるならいいんじゃない」と軽い気持ちで賛成派として討論に参加した。日本では、救急車の運用は行政サービスのひとつとされていて、その費用は税金で賄われている。討論で相手を納得させるためには、あまりにも救急車の税について知識不足だった僕は、インターネットを使って調べることにした。救急車が一回出動するのに必要な費用は、諸経費込みで約4万5千円。この費用には自治体の税金が使われている。総務省消防庁の「令和3年度の救急出動件数等(速報値)」によると、2021年の救急自動車の出動件数は6,193,663件。考えるだけで、ものすごい金額である。「こんなにお金がかかるなら早く有料化にしちゃえばいいのに」当時は正直こう思った。母が倒れてこの事を思い出しはっとさせられた。実際

に母が救急車で運ばれたとき「有料化にしちゃえばいいのに」なんて1ミリも思わなかった。むしろ無料で良かったと心から感謝した。もし、救急車が有料だったら母は救急車を呼ぶなと言っただろう。無料だったからこそ母の命は助かったのだと思う。税金には思いやりが詰まっている。母が乗った救急車の費用、4万5千円は誰が納めた税金なのかなんて分からない。誰かが納めた1,000円、100円、1円が集まった4万5千円かもしれない。きっとこの税金を納めた人たちは母を助けようと税金を納めた訳ではない。しかし、一つの命が救われたことは事実で、きっとほかにも税金のおかげで助かった命が何十万とあると思う。

税金を納めるとは命に寄付をすることだと僕は思う。誰に届くかもわからない1円を税金という形で納めて、誰かの命を救っている。その救った命を今度は違った形でより良い人生になるよう支えていく。美味しいご飯が食べれる、仕事に就けるなど様々な事が当たり前でできる日本。しかし、世界には当たり前が当たり前ではない人々や国が多くある。人はこのような人々や国を助けるために寄付をする。日本が当たり前を当たり前でできるのは税金という名の寄付が毎日行われているからだ。日本人、一人一人が税金を納めて誰かを救い誰かの人生を支えている。税金は命への寄付。日本人の象徴だ。

# 令和5年度 税制改正 提言活動

法人会では、公平で健全な税制の実現を目指して会員企業の意見や要望を反映しながら、税のあるべき姿や将来像を見据えて建設的な提言を行っています。

膨大なコロナ対策費は先進諸国においても財政を悪化させた。しかし、その借金返済について議論がなされていない日本と違って、米国、英国、ドイツ等では償還財源を含めた大枠の返済計画を示し始めている。

我が国においても、少なくとも国債で賄ったコロナ対策費の負担について、将来世代に先送りせず、現世代で解決するよう議論が必要である。

我が国は先進国で最速のスピードで少子高齢化が進み、かつ人口が減少するという極めて深刻な構造問題を抱えている。コロナ禍の克服は難題ではあるが、早期に解決の道筋をつけ、我が国本来の「中福祉・中負担」を目指した税財政改革によって持続可能な社会保障制度の構築と財政健全化の両立に取り組まなければならないと提言しています。

## 令和5年度 税制改正 スローガン

ポストコロナの経済再生と財政健全化を目指し、税財政改革の実現を！

適正な負担と給付の重点化・効率化で、持続可能な社会保障制度の確立を！

厳しい経営環境を踏まえ、中小企業の活性化に資する税制を！

中小企業にとって事業承継は重要な課題。本格的な事業承継税制の創設を！

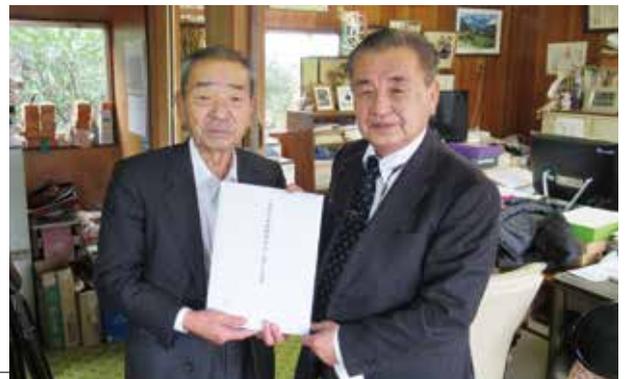
※提言内容の概要は11月発行の当会広報誌第192号に掲載いたしました

### 提言先

全国法人会総連合……財務省、国税庁、中小企業庁、各政党  
埼玉県法人会連合会……埼玉県  
春日部法人会………地元国会議員  
各支部………地元自治体(市長・町長)



土屋品子衆議院議員へ 令和4年12月8日(木)  
春日部市の土屋品子衆議院議員の事務所を訪問し、地元の  
高橋昌志秘書に提言書をお渡ししました。

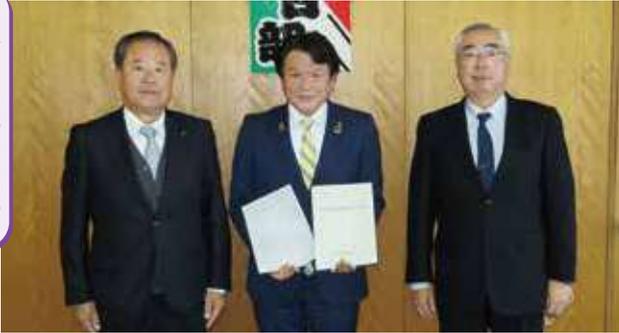


三ツ林裕巳衆議院議員へ 令和4年12月6日(火)  
幸手市の三ツ林裕巳衆議院議員の事務所を訪問し、地元の  
奥澤洋一秘書に提言書をお渡ししました。



古川俊治参議院議員へ 令和4年12月6日(火)  
さいたま市浦和区の古川俊治参議院議員の事務所を訪問し、  
地元の安藤真実子秘書に提言書をお渡ししました。

春日部支部



染谷重明春日部支部長と田口義明税制副委員長から  
岩谷一弘春日部市長へ  
令和4年12月5日(月)

久喜・菖蒲・  
栗橋・鷺宮支部



町田実税制委員、富田英則久喜支部長、榎本英明菖蒲支  
部長、小川成利栗橋支部長から梅田修一久喜市長へ  
令和4年11月22日(火)

蓮田支部



田中雪心蓮田支部長から山口京子蓮田市長へ  
令和4年11月28日(月)

幸手支部



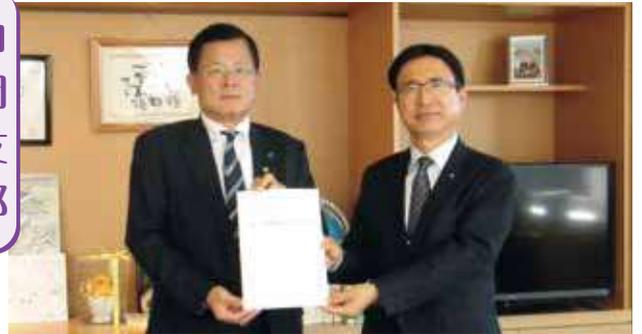
幸島幸一幸手支部長と増田行雄税制委員から  
木村純夫幸手市長へ  
令和4年11月25日(金)

宮代支部



深井義秋宮代支部長から新井康之宮代町長へ  
令和4年11月22日(火)

白岡支部



井上堅一白岡支部長から藤井栄一郎白岡市長へ  
令和4年11月18日(金)

杉戸支部



中川定雄杉戸支部長から窪田裕之杉戸町長へ  
令和4年11月28日(月)

岩槻支部

さいたま市への要望活動は浦和法人会が  
代表して行いました。

全法連では、「税制改正に関する提言」を取  
りまとめるにあたり、毎年、全国の法人会税制  
委員、役員を中心に税制アンケートを実施して  
います。さらに、埼玉県法人会連合会では、全

会員を対象とした税制アンケートを毎年3月  
頃、お願いしています。

その結果は、本提言に生かされます。ご協力  
をお願いします。

# さあ 自宅で e-Tax! 確定申告書等作成コーナー から

作成コーナー



**自動計算** 画面の案内に沿って  
入力するだけで作成・送信♪

**自動入力** マイナポータル連携で  
データをまとめて入力♪

**自宅から** 確定申告はご自宅で！  
スマホで申告できます♪



## 「自宅からのe-Tax」5つのメリット！

税務署への持参



不要

印刷・郵送代



不要

添付書類



不要※

※一部の書類は除きます

確定申告期間の利用可能時間



24時間※  
いつでも

※メンテナンス時間を  
除きます

還付金



早期  
還付

3週間程度で還付！

書面提出の場合は  
1か月～1か月半程度で還付

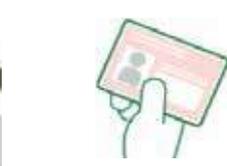
## 確定申告書等作成コーナーの入力方法は動画でチェック



スマホ申告



医療費控除



マイナンバーカード方式

こちらからアクセス！



確定申告 動画



国税庁 法人番号7000012050002

## 確定申告書等作成コーナーの便利な機能はこちら♪ 令和4年分（令和5年1月以降）からさらに便利に！

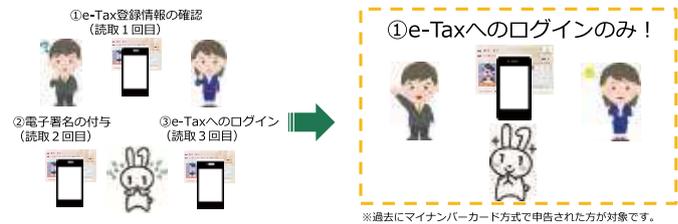
スマホで申告！

カメラで給与所得の源泉徴収票を読み取り自動入力！



源泉徴収票の  
記載内容を  
自動入力！

マイナンバーカードの読み取り回数が1回に！※



※過去にマイナンバーカード方式で申告された方が対象です。

パソコンで申告！

スマホがICカードリーダーライタの代わりに！

用意するものは次の2つ

ICカードリーダーライタ不要！



マイナンバーカード + マイナンバーカード読取対応のスマートフォン



マイナポータルアプリをインストールするだけ！



青色申告決算書・収支内訳書がスマホで作成可能に！  
パソコンの画面もリニューアル！



スマホ画面

パソコン画面

※このチラシには開発中の画面が含まれておりますので、実際の画面と異なる場合があります。

R4.8

消費税

令和5年10月

事業者の方へ

インボイス制度が始まります！

制度開始時に

インボイス発行事業者となるためには、  
原則、令和5年3月31日までに  
登録申請が必要です！

- インボイスを発行するためには、インボイス発行事業者の登録申請が必要です。登録は課税事業者が受けることができます。
- 免税事業者の方も、ご自身の事業実態に合わせて、インボイス発行事業者の登録を受けるかをご検討ください。
- 登録を受けるかどうかは事業者の方の任意です。登録にあたっては、取引先との調整やシステムの整備が必要となることもあるため、お早目のご準備をおすすめします。
- 登録を受けると「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」で登録番号や氏名又は名称等の情報が公表されます。



登録申請手続は、**e-Tax** をご利用ください！

- ☑ e-Taxで登録申請手続を行っていただくと、書面で申請された場合に比べて早期に登録通知を受けることができます！
- ☑ e-Taxで申請した場合、電子データで登録通知を受け取れます！電子データで受け取れば紛失のリスクがありません！



個人事業者の方はスマートフォンからでも**e-Tax**で申請できます。  
**e-Taxのご利用には**事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

国税庁（法人番号 7000012050002）

（令和4年8月）

### 🔍 「インボイス」とは

売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。

具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「税率ごとに区分した消費税額等」の記載が追加されたものをいいます。

### 🔍 「インボイス制度」とは

売手であるインボイス発行事業者は、買手である取引相手（課税事業者）から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません（また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります）。

買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手（売手）であるインボイス発行事業者から交付を受けたインボイスの保存等が必要となります。

### 🔍 インボイス制度特設サイト

制度の概要の他に説明会の開催情報や申請手続などを掲載しております。

「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」へのリンクもご案内しております。

インボイス制度特設サイト



### 🔍 制度についての一般的なご質問は

チャットボットにご質問を入力いただくと、AIを活用して24時間自動でお答えします。

上記の「インボイス制度特設サイト」からも、ご利用いただけます。



インボイス制度の疑問にお答えします！



税務職員ふたば

軽減・インボイスコールセンターでは、一般的なご質問にお答えします

フリーダイヤル **0120 - 205 - 553（無料）**

9:00～17:00（土日祝除く）

※ 個別相談は、所轄の税務署への事前予約をお願いします。

国税庁（法人番号 7000012050002）

（令和4年8月）

## インボイス制度への事前準備の基本項目チェックシート

- ◆ インボイス制度は、令和5年10月1日から始まります。また、令和5年10月1日からインボイス発行事業者になる場合は、原則として令和5年3月31日までに登録申請を行う必要があります。  
現在、消費税の免税事業者である方を含め、ご自身の事業の内容などに応じて、登録の要否など、インボイス制度にどのように対応するかご検討ください。
- ◆ 本チェックシートは、インボイス発行事業者の登録を受けるかの判断や、登録を受ける場合の事前準備などの参考としていただくために、基本的な項目をまとめたものです。

(ご参考) こちらも併せてご参照ください。

① 国税庁「インボイス制度特設サイト」

インボイス制度に関する説明会の開催案内や制度の概要に関する各種資料等を掲載しています。

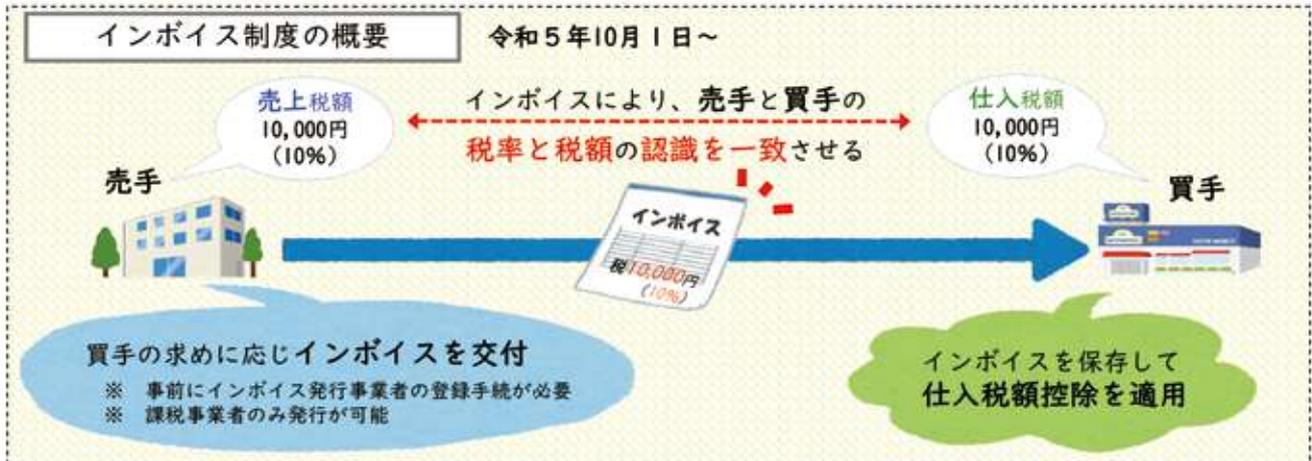
① 国税庁  
ホームページへ



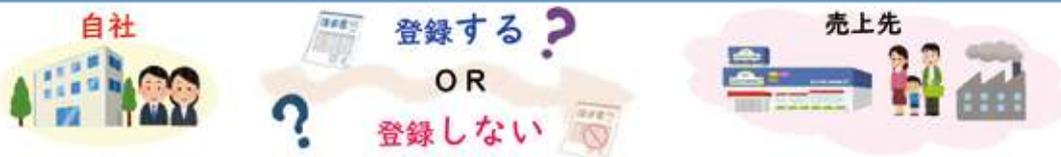
② 「免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&A」

免税事業者の方や、取引先が免税事業者である場合の対応に関する考え方について独占禁止法や下請法等を踏まえた解説をしています。

② 公正取引委員会  
ホームページへ



### インボイス制度への事前準備の基本項目チェックシート (登録編)



#### まずはインボイス発行事業者の登録要否の判断から...

- ・インボイス発行事業者の登録を受けるかどうかは事業者の任意です。
- ・現在免税事業者の方であっても、事業の内容などに応じて、登録を受けるか検討しましょう。

#### □ 売上先がインボイスを必要とするか検討しましょう

- 消費者や免税事業者である売上先は、インボイスを必要としません。
- 売上先が簡易課税制度を選択している課税事業者の場合も、売上先はインボイスを必要としません。
- それ以外の課税事業者である売上先は、仕入税額控除のために貴社が交付するインボイスの保存が必要ですが、制度開始から6年間は、免税事業者からインボイスの交付を受けられずとも、仕入税額の一定割合(80%・50%)を控除できます。
- 売上先の数が少ない場合は、売上先に直接相談することも考えられます。

#### □ 登録を受けた場合・受けなかった場合について検討しましょう

- 登録を受けた場合、売上先がインボイスを求めたときは、記載事項を満たしたインボイスを交付する必要があります。
- 現在免税事業者の方であっても、登録を受けると、課税事業者として申告が必要となります(簡易課税制度を適用することで、仕入税額の計算や仕入税額控除のための請求書等の管理等に関する事務負担の軽減を図ることができます)。
- 登録を受けている間は、基準期間の課税売上高が1,000万円以下となっても免税事業者となることはなく、課税事業者として申告が必要となります。
- 登録を受けなかった場合、インボイスを交付できませんが、売上先は、制度開始から6年間は仕入税額の一定割合(80%・50%)が控除できる経過措置が適用できます。なお、この期間の終了後は、貴社からの仕入について仕入税額控除ができなくなります。また、登録を受けない場合でも、インボイスに該当しない請求書等は交付できます。

#### □ 登録を受ける場合は、登録申請書を提出しましょう

- 令和5年10月1日のインボイス制度の開始当初からインボイスを交付する場合は、令和5年3月31日までに、登録申請書を行う必要があります。e-Taxによる登録申請書をぜひご利用ください。
- 個人事業者における屋号や主たる事務所等の所在地など、一定の事項を申出により併せて公表できます。

## インボイス制度への事前準備の基本項目チェックシート（売手編）



次に売手としての準備に取りかかりましょう

- 取引ごとにどのような書類を交付しているか確認しましょう
  - 雑収入等も含め、売上先が事業者である取引についてインボイスの交付が求められる取引かどうか併せて確認しましょう。
  - インボイスは、請求書、領収書など名称は問いません。また、電子データでの提供や、手書きでの交付も可能です。
  - 都度「納品書」の交付か、月締め「請求書」の交付か、レシート・手書き領収書の交付があるかなど確認しましょう。
- 交付している書類等につきどう見直せばインボイスとなるか検討しましょう
  - インボイスは、登録番号、適用税率、消費税額等の記載が必要となります。
  - 消費税額に1円未満の端数が生じた場合「1のインボイス当たり税率ごとに1回」端数処理を行うことになります。
  - 相互に関連する複数の書類で記載事項を満たすことも可能です。
  - 売上先が作成する「仕入明細書」「支払通知書」などにより支払いを受けている場合、売上先は、これらの書類により仕入税額控除を適用することもできます。この場合、貴社は売上先にあらためてインボイスの交付は不要です。
  - 何をインボイスにするか、どう交付するか、システム改修等も含めて考えましょう。
- 売上先に登録を受けた旨やインボイスの交付方法等を共有しましょう
  - 登録を受けた旨や何をインボイスとするか、交付方法等について、貴社と売上先で認識を共有することが円滑な準備にとって重要です。貴社も準備を行っていると伝えれば、継続的な取引関係のある売上先の安心につながるとも考えられます。
- インボイスの写しの保存方法や売上税額の計算方法を検討しましょう
  - 写しの保存は、コピーに限られません。電子データや一覧表形式、ジャーナル、複写式の控えなども認められます。
  - 売上税額の計算方法は、割戻計算と積上計算があります。（売上税額を積上計算すると仕入税額も積上計算が必要です。）
- 必要に応じて価格の見直しも検討しましょう
  - それまで免税事業者だった方は、商品やサービスの価格について消費税を加味して見直しましょう。

## インボイス制度への事前準備の基本項目チェックシート（買手編）



その次に買手としての準備に取りかかりましょう

- 簡易課税制度を適用するかを確認しましょう
  - 簡易課税制度を適用する場合、仕入税額控除のためにインボイスの保存は不要です（よって、以下の項目は検討不要）。
- 自社の仕入れ・経費についてインボイスが必要な取引か検討しましょう
  - 継続的でないような一度きりの取引、少額な取引についても原則としてインボイスの保存が仕入税額控除の要件となります。
  - 3万円未満の公共交通機関や従業員に支払う日当や出張旅費、通勤手当などインボイスの保存が不要となる特例もあります。
- 継続的な取引については、仕入先から受け取る請求書等が記載事項を満たしているか確認し、必要に応じて仕入先とも相談しましょう
  - 仕入先がインボイス発行事業者の登録を受けるかどうか事前に確認しましょう。
  - 何がインボイスとなるかについて、仕入先との間で認識を統一しておくことが重要です。
  - 必要に応じて価格の見直し等を相談しましょう。また、価格の見直し等の相談を受けることもあります。
- 受け取った請求書等をどのように保存・管理するか検討しましょう
  - 請求書を、登録番号のありなしで区分して管理できるようにすることが重要です。
  - 免税事業者からの課税仕入れに係る経過措置（80%・50%控除）の適用を受けるには、区分記載請求書の保存が必要です。
  - 電子帳簿保存法のスキャナ・スマホ保存も検討しましょう。
- 帳簿への記載方法や仕入税額の計算方法を検討しましょう
  - インボイス制度の開始後も帳簿の記載事項は変わりません。
  - インボイス保存不要の特例や免税事業者からの課税仕入れに係る経過措置の適用を受ける場合、その旨の記載が必要です。
  - 仕入税額の計算方法は、積上計算と割戻計算があります。（売上税額を積上計算すると仕入税額も積上計算が必要です。）

## 地域と共に

### 幸手支部

株式会社 サエキ

代表取締役 佐伯 昌則

近年、コロナウイルスの影響を受け、皆さん大変な時期を過ごしていると思います。

現在では少しずつ収束の気配が感じられますが、油断は禁物です。

弊社は、幸手市で看板・テント・イベント設営・内装工事業を営んでおります。

当初は、魚を営んでおりその後は、雨カッパ屋、現在のテント業を始めたのがきっかけです。昭和の時代はまだまだ商店を中心とする中、軒先のテントは当時の流行りでした。大型チェーン店舗が続々と増える中、商店も廃業していく厳しい時代を乗り越え、テント業だけだと厳しいと考え看板業に力を入れてきました。

春日部法人会青年部会に入会するきっかけは地元の先輩による、強制的なあっせんでした。

法人会の青年部の皆様は、地域の地域の有力者が多く、近隣地域の皆様と交流や親睦を深めさせて頂いております。

また、現在では小学校のPTA会長を務め、私が会長をする学校は昨年度150周年を迎え、初代のPTA会長には私の祖父が、その後父も会長を受けております。

歴史と伝統のある学校ですが、現在の子供たちは、コロナ禍で、運動会の短縮、林間・修学旅行の延期で小学校での思い出が少ない中、何か思い出に残してあげたいと思い、

N響夢いっぱいコンサートを開催させて頂き、租税教室と演奏会をたのしく鑑賞させて頂きました。

春日部法人会の方々には大変お世話になり子供達にも良い経験ができました。

数々の事業を経て、子供達と上手に接して行くと、子供達から自然にあいさつをされ、私自信気持ちよくなり、段取りが大変だった事など忘れてしまいます。

これからの時代、どんな面倒な事も自ら率先し地域の為に頑張っていきたいと思えます。皆さんと共に。



掲載した写真は150周年記念業、復興支援も含めて3月15日に学校の駐車場に5000個のキャンドルナイトに明かりをてらし、子供達に勇気と希望を願いました。大勢の方に見に来ていただき、大変嬉しかったです。



総合広告看板・電飾看板・横断幕・のぼり旗・LED照明  
テント・シート・工場用間仕切りシート・工場倉庫テント  
イベント設営・内装工事

株式会社 **サエキ**

TEL 0480-42-0942 FAX 0480-42-8774  
www.e-saeki.co.jp info@e-saeki.co.jp

## カヌーからのキャンプ

### 菟蒲支部

有限会社 新井電気

代表取締役 新井 隆之



以前、お客様の誘いでカヌーを体験した事があった。もう一度、カヌーをやってみたいと思いながら数年が経ち今年の春、念願のカヌーに再挑戦してきた。子供と一緒に、二人乗りのカヌーをレンタルし、春の空気が気持ちの良い日光中禅寺湖で家族にとって初めてのカヌー体験が出来た。本当は、川下りをしたいところだが、小さい子供と一緒にでは少し危険と思ひ比較的穏やかであろう湖とした。

帰ってからは、YouTubeで色々な綺麗な湖や川下りの映像が配信されており、家族と今度はあそこに行ってみよう、カヌー買っちゃおうかなどの会話を交わすようになりました。そんな中、偶然観たカヌーのYouTuberが前泊でソロキャンプをして、早朝からカヌーをする動画を観ました。私は、アウトドアが嫌いではないがキャンプには関心がありませんでした。家でBBQ位はするもののテントキャンプは、20歳の時に北海道にツーリングに行った時以来でキャンプなんて感じていました。コロナ禍でキャン

プが流行っていて、最近では芸能人もキャンプ仲間で行って来ました的な番組を観る事もあります。

YouTubeでキャンプを検索したところ、私が思い描いたキャンプとは全く違ってました。イメージでは、三角のテントを張って表でBBQの台で野菜、お肉そして定番の焼きそばを焼いて位の感覚でいました。ところが最近では、テントもお洒落な形のモンゴルのゲルに似たような物やかまぼこ形、またサーカスのテントを小さくした様な様々な形のテントが色々なメーカーから販売されています。用途や使用人数によってテントの形や素材は異なる様です。初心者の私たち家族は、思い立ったら吉日、アメリカのバイデン大統領が来日して超厳戒態勢の首都お茶の水のアウトドア専門店に向かいました。購入したい形は決まっていたのですが、何処のメーカーにするなどは決まっていません。店員さんに声を掛けると、飾ってあったカッコいいテントを薦めてくれました。2ルーム形状というテントで手前が家で云うリビング、奥が寝室。テント内で使用用途が分かれています。

最近のテント内は、このリビングに相当する場所にお洒落な棚を置いたりして平面的にキャンプ道具や生活感のある物は置かず、立体的に家具を置いて装飾したり、なるべく生活感が出ない様に工夫をするのが今のキャンプの様です。

まずキャンプ地を決める事から悩みました。初めてだから県内の近くでいいかと思いましたが、子供たちに満天の星空と雄大な富士山を見せて感動させたいと勝手に思い、



富士山が見えるキャンプ場を予約しました。行く場所も決まり安心していましたが、キャンプの道具が揃い始めるとテントは勿論、テーブルや椅子、寝袋にクーラーボックスなど道具が思いのほか多い事に気付きました。ここで問題発覚です。何とキャンプ道具を載せていく車がありません。これは困った。そこで白羽の矢がたったのが、仕事で使っているワーゲンバス仕様の軽バンです。キャンプに乗って行けば確かに小洒落て見えるかもしれませんが。悪戦苦戦をしながらも4人分の寝袋や椅子、テーブル、棚など道具を荷台へ押し込み、大きな道具はキャリアへ載せて無事？に行ける準備が出来ました。



初めてのテント張りも妻と子供たちの手伝いもあって無事に完成し、テント内にテーブルや椅子、棚などを配置してようやくご飯の時間です。YouTubeキャンプでステーキを食べているのを沢山見ていたので、よって我が家もステーキに決まりです。キャンプ飯は何を食べても美味しく普段あまり食べない子供たちもいっぱい食べてくれました。

初めての事ばかりで時間が経つのが早く、楽しみにしていた焚火をする時間がなくなってしまいました。急遽ガスバーナーで薪に着火し30分間のおつけ焚火をして就寝。

翌朝、小鳥のさえずりで目を覚ますとそこには、朝もやの中に雄大な富士山の姿がありました。まったりと朝の焚火の時間を過ごしていると寝袋に包まっていた子供たち

が起きてきました。初めて目の前で見る富士山に『ワーッ』と驚いていました。今回は、満天の星空を見る事が出来ませんでしたでしたが子供たちは「また行きたい！」と話しているのを聞くとキャンプを始めて良かったと思います。そしてキャンプをきっかけに家族の話題が多くなった様な気がしています。

そうそう、キャンプの道具の事をギアと言うらしいですが、まだまだ恥ずかしくてギアなんて言えません。いつか自慢のギアとか言ってみたいと思っています。

これが、私の想うがまま、「カヌーからのキャンプ」でした。



**ARAI DENKI**  
denki ga tuita

電気工事専門店  
有限会社 新井電気

住所：〒346-0106 久喜市菖蒲町菖蒲6009-3

電話：0480-85-0411

FAX：0480-85-0515

<https://www.e-araidenki.com>

## 第12回 会員交流ゴルフ大会

10月27日(木) 於 フレンドシップカントリークラブ

すっかり寒く感じられる早朝の青空の下、第12回会員交流ゴルフ大会を開催しました。

会員相互の交流と新規会員勧誘を目的に開催している大会は今年で第12回となります。

まだ続くコロナ禍に伴い、プレー後のパーティを中止し、前半9ホールスコアで順位付けをさせていただき形式での開催となりました。

昨年に引き続き、全支部から31組117名の皆さんに参加いただきました。

**優勝**：菖蒲支部 平澤健一郎さん

**準優勝**：春日部支部 小澤政一さん

**ベストゴルフ賞男子**：昨年に引き続き、久喜支部 蓮実久司さん

**ベストゴルフ賞女子**：春日部支部 館浦みちるさん

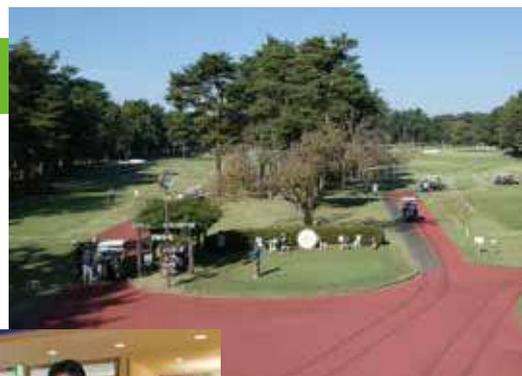
**ドラコン賞OUT**：鷺宮支部 小林寛樹さん

**ドラコン賞IN**：菖蒲支部 大熊一郎さん

**ニアピン賞OUT**：白岡支部 朱京姫さん

**ニアピン賞IN**：春日部支部 館浦みちるさんが受賞されました。

このほか、ラッキーセブン賞(7位)、田中法人会長賞(8位)、当日賞(27位)、まんなか賞(59位)、ダ



ブルセブン賞(77位)、早川工業(株)賞(88位)などがありました。

税の啓発活動や社会貢献活動と共に、会員相互の交流・親睦の機会は、広域にわたり、さまざまな業種の方々が会員となっている春日部法人会ならではの活動です。

皆様、大変お疲れ様でした。

## 岩槻支部

### やまぶきまつりを開催 令和4年10月16日(日)

やまぶきまつり(岩槻区民まつり)が開催されました。行政と区民の協働によるまちづくり事業の一環で、実行委員会を中心に区民の連帯・郷土づくりを目指すまつりです。

春日部法人会岩槻支部もこのまつりに参加し、「花と緑いっぱい運動」や税の普及啓発を目的として、花の種の配布、チューリップの球根のつかみ取りによるチャリティ募金などを行いました。春日部税務署から副署長、統括官にご出席いただきました。



### いざ納税に出陣!



写真左から春日部税務署 永吉統括官、諏訪副署長、中村統括官

### 岩槻支部で会員増強推進会議を開催

令和4年11月9日(水)

各支部では、例年9月からの会員増強強化月間を中心に、会員増強推進会議を開催し、税務署、税理士会、金融機関、提携生損保の皆様と会員増強に向けた意見交換の場を設けていただいています。

しかし、今年も、新型コロナウイルス感染症の影響により、企業活動、法人会活動に大きな影響をもたらし、一時は若干収束したかに見えましたが、リバウンドも起きるなど、まだまだ予断を許さない状況となっています。



会議、会合などを控えている企業、団体の皆様も数多いことと思われます。

こうした中、岩槻支部では、11月9日会員増強推進会議を開催し、各金融機関などへの協力を要請しました。

会員増強は、法人会組織の根幹となる課題であることを認識し、平成8年度より通年運動として「会員増強運動」に取り組んでおり、埼玉県連が推進する「役員1人1社獲得運動1000」に合わせ、各単位会での純増を目標に今年度の「会員増強特別運動期間」を9月～12月の4ヶ月間に定め、実施しています。

今年度の岩槻支部の目標件数は、昨年度同様「33件」としています。

なお、今年度は正会員入会と口座振替手続きを完了した場合に紹介者に対し、商品券を贈呈する取組みを行って会員増強へのモチベーションアップを図っています。

また、獲得実績により功労表彰及び感謝状を贈ることとしています。

## 県税からの お知らせ

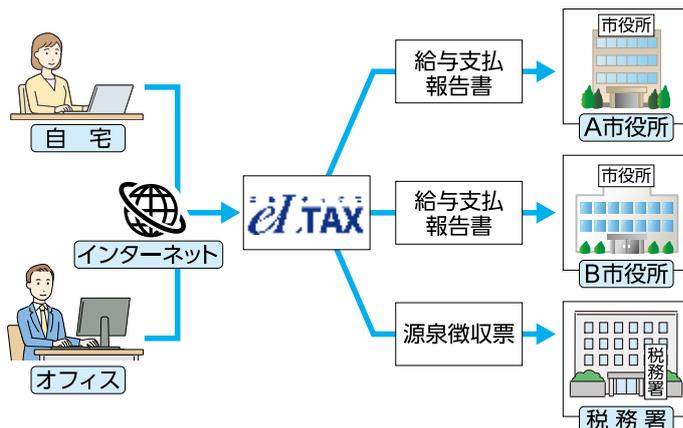
### 給与支払報告書・源泉徴収票の提出は「eLTAX(エルタックス)」で!!

「eLTAX」を利用すれば、給与支払報告書の電子申告用のデータを作成する際、税務署に提出が必要な源泉徴収票の電子申告(e-Tax)用のデータも同時に作成し、一括して「eLTAX」で一元的に送信することができます。

また、地方税共通納税システムを使えば、オフィスや自宅に居ながらにして、パソコンからすべての地方公共団体に対して電子納税ができ、複数の地方公共団体に対しても一度の操作で電子納税が可能です。

利用開始手続きなど詳しくは、eLTAXホームページ(<https://www.eltax.lta.go.jp/>)をご覧ください。

【お問合せ】県税務課(TEL:048-830-2651)



# 新入会員ご紹介

(令和4年10月1日～令和4年11月30日新入会員)

春日部支部	株式会社スティック	春日部市大畑80	看板業
	平間ゴム機材株式会社	墨田区江東橋2-2-14	商社
	株式会社ふくふく	深谷市原郷414-2	障害福祉サービス
	株式会社トリビュート	春日部市西八木崎3-4-1-101	写真業
	ほか正会員1件、賛助法人1件、賛助個人1件		
岩槻支部	有限会社川田ポリエチレン	さいたま市岩槻区釣上278	製造業
	有限会社清幸電設	さいたま市岩槻区太田2-17-34	電気工事業
	株式会社Goway	さいたま市岩槻区太田1-1-35 ローレルマンション斉木B106	給排水工事業
	有限会社永楽食堂	さいたま市岩槻区西町1丁目4-7	飲食業
ほか賛助2社目1件			
久喜支部	株式会社ワイズ阿部川	久喜市久喜東5-6-38	自動車販売業
	株式会社Training base	久喜市久喜中央3-8-23	サービス業
蓮田支部	マコト建装	蓮田市西新宿4-23-1	建設業
	有限会社篠山堂	蓮田市笹山586-1	農業
	イーエルリミテッド株式会社	蓮田市見沼町3-20	LED照明器具製造業
	株式会社テラシマ	蓮田市高虫462-2	管工事業
	株式会社ナガシマ	蓮田市蓮田3-136-1	塗装工事業
	株式会社ユーユー	蓮田市南新宿832	不動産賃貸業
	葛蒲支部	竹通物流株式会社	久喜市葛蒲町上栢間3216
ほか正会員1件			
栗橋支部	株式会社neo planet	幸手市神明内210-7	移動販売・就労施設
	株式会社アイ電工	久喜市栗橋東6-23-6	電気工事
鷲宮支部	株式会社和か葉	久喜市鷲宮1727-1	飲食業
	&SIETE	久喜市上川崎309	美容業
杉戸支部	株式会社エクステリアAlegre	杉戸町杉戸3009-6	建設業

## 今後の事業のご案内

### 実務セミナー

## 「1日でわかる! 労務業務の基本と実務」 ～中小企業の働き方改革に向けた実務対応～

令和5年2月17日(金) 10時～16時 春日部商工会議所会館



終身雇用の崩壊・雇用の多様化、「働き方改革」等大きく様変わりしている労働環境下で押さえておきたい「労務管理」、「働き方改革」についてのポイントを解説します。

※本誌に案内・申込用紙を同封しています。

### 法人会の基本的指針

法人会は  
 経営者をめぐるもの団体として  
 会員の積極的な自己啓蒙を  
 納税意識の向上と  
 企業経営および社会の  
 健全な発展に貢献します

法人会のキャッチフレーズ  
 めざまし 企業の繁栄と社会の貢献(法人会)

～ 全国法人会総連合 ～

# 相続・事業承継への準備と心がまえ

相続・事業承継への準備というと、とかく税金対策に目が行きがちですが、節税が全てではありません。むろん節税も大切な対策ですが、税金にだけ目が向いてしまって、亡くなる方（被相続人）の残りの人生が味気ないものになってしまったら本末転倒です。

では、何をテーマにすればいいのでしょうか。それは「被相続人を含む親族が如何に安心できるか」にかかっているといても過言ではないと思います。まずは被相続人の残された人生をどう有意義に過ごしてもらうか、それを親族みんなが共有することではないでしょうか。

具体的にはどんな対策に注意がいるのでしょうか、最も注意が必要な対策として上げたいのは、「遺族が揉めないで欲しい」という想い、いわゆる遺産分割対策です。むろん、「財産を減らしたくない」とか「相続税を軽減したい」など他にも大切な対策はありますが、被相続人の想いとしてはこれが一番ではないでしょうか。

この「遺族が揉めないで欲しい」という感情は、親族の争いと言われる「争族」ではとても重要です。亡くなる人から残される遺族へどんな想いがあるのか、親族全員で受け止める事が争族リスクを避けるポイントといえます。

遺産分割の中でも昨今「貰えるなら」の発想が増えています。これは景気動向や年金問題など将来に対する不安であったり、家意識の後退や個人意識

の高まりなどから、そもそも財産はあてにしてなかった相続人が「貰えるなら少しでも多く」の発想に繋がる現象です。それが引き金となって「お家騒動」になっている事例は多数見受けられます。

また事業承継も同様で、会社として利益も僅かで内部留保も少なく、赤字続きで株式評価は0円ながら事業はやっているという様なケース、「うちの株価は財産権としての価値はないから問題ないのでは」と思いがちですが、相続税はかからなくても、事業を引き継ぎ役員報酬を貰う後継者と、譲る立場の非後継者との間で揉める可能性は残っているのです。

こういった争族のリスクを出来るだけ起こさないようにするには、後継者対非後継者の想いをどうすり寄せるか、資金的なクッションをどう取り入れるか、財産分割の準備と合わせて、常日頃のコミュニケーション、相続・事業承継に対する心がまえが何より大切なのです。

著者プロフィール：Office SHIMADU 代表 島津 悟 氏

大同生命提携講師・PHPビジネスコーチ・ファイナンシャルプランナー・年金プランナー・春日部法人会会員。新潟県出身。大同生命支社長を経て研修部門。平成24年、同社退職を機に研修講師として独立。同社職員や管理者の育成に携わる。また、全国の法人会・納税協会の経営者セミナー、税理士会向けのセミナーで活躍中。



**法人会**は、様々な事業を行っていますが、大きな柱の一つが福利厚生制度で、全国法人会総連合では、この制度を「大同生命保険株式会社」「AIG 損害保険株式会社」「アフラック生命保険株式会社」の3社と提携しています。会員でなければ加入できない保障制度、集団取扱いによる割安な保険料、法人契約にすれば保険料が損金処理できる保険などがあります。詳しくは各社「法人会福利厚生制度推進員」におたずねください。

**お問合せ先**

大同生命保険株式会社	埼玉支社春日部営業所	電話 048-734-3371
AIG 損害保険株式会社	埼玉支店	電話 048-641-4050
アフラック生命保険株式会社	埼玉総合支社	電話 048-645-0861